公益財団法人長野県スポーツ協会倫理規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員、職員等の関係者が、本会が果たすべき社会的使命及び役割を自覚するとともに、公益財団法人長野県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第３条に規定する目的及び事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、次に掲げる者に適用する。

(1) 評議員（定款第 16 条第１項に規定する評議員をいう。）

(2) 役員（定款第 28 条第１項に規定する役員をいう。）

(3) 会長等（定款第 36 条第１項に規定する会長、副会長、顧問、相談役及び参与をいう。）

(4) 専門委員（定款第 46 条第２項に規定する専門委員をいう。）

(5) 職員（定款第 47 条第２項に規定する職員をいう。）

(6) 登録者等（スポーツ少年団登録者並びに本会主催事業の運営に関わる者及び参加者をいう。）

（基本的責務）

第３条　評議員、役員、会長等、専門委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに登録者等は、定款第３条に規定する目的を達成するため、関係法令、定款、関係諸規程等に基づき各種事業等を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

２　役職員等及び登録者等は、公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを十分に理解し、実践しなければならない。

（遵守事項）

第４条　役職員等及び登録者等は、各種法令及び本会の定める規程を遵守し、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の行為、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為並びに相互尊敬を基調とするスポーツのフェアプレイ精神に反するような行為を行ってはならない。

２　役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

３　役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務又はその地位を利用して自己の利益を図ること並びに斡旋及び強要をしてはならない。

４　役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び当該補助金、助成金等に係る経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正操作を行ってはならない。

５　役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

６　役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持っては

ならない。

（違反による処分等）

第５条　専務理事は、役職員等及び登録者等が前条に定める遵守事項に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等にこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、次の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1) 評議員及び役員の解任については、総務専門委員会の意見を聴取した上で、定款第 17 条第１項及び第 33 条の規定により行う。

(2) 会長等及び専門委員の解任については、総務専門委員会の意見を聴取した上で、理事会の決議により行う。

(3) 職員の処分については、理事会の決議により別に定める。

(4) 登録者等の処分については、総務専門委員会の意見を聴取した上で、理事会の決議により行う。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

（その他）

第７条　本会の加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、加盟団体及び会員に関する規程による。

附　則

１　この規程は、令和２年７月１日から施行する。

２　倫理規程（平成 24 年制定）は、廃止する。

附　則

この規程は、令和４年９月２日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。